

施工条件の明示

工事名 江戸川台駅駅前ロータリー舗装工事

明示項目	明示事項
工程関係	作業時間帯は、原則として9時から17時とする。但し、特別な理由により作業時間を変更する場合は、監督員と協議を行い、かつ近隣住民等に了解を得てから施工すること。
用地関係	工事施工境界については、施工前及び施工後に十分な確認をすること。
公害対策関係	本工事の施工については、通常の施工によるものとするが、万一公害が生じる、または生ずるおそれがある場合には、別途監督員と協議をする。 工事の施工に伴う周辺住宅地に及ぼす影響（騒音、振動、粉塵等）の抑止に努めること。 本工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型（低騒音）のものとする。
安全対策関係	工事の施工に当たっては、交通整理員及び案内看板等を適宜配置し、一般交通及び近隣住民等への安全対策を十分に講じるものとする。
工事用道路関係	工事車両は原則市道285号線（都市計画道路3・4・20江戸川台青田線）からの進入とし、市道271号線（商店街通り）からの搬入出の一切を禁止する。
仮設備関係	本工事で使用する仮設ガードレールは千葉県流山区画整理事務所の資材置き場（流山市古間木100番地ほか）から借用すること想定している。
建設副産物関係	産業廃棄物等の処分先等については特記仕様書のとおり。
工事支障物件等	架空線及び地下埋設物については、関係企業と連絡を十分行い施工すること。 なお、本工事で撤去する交通島内に、照明設備等があることが確認されている。 工事予定箇所周辺の埋設管等を事前に確認し、支障となる物件があった場合は、監督員と協議すること。
排水工（濁水処理を含む）関係	工事により発生する排水等は、直接現道部に流れ込まないように、適切な排水施設を設けること。
その他	事業に関連し、まちづくり推進課発注の「江戸川台駅東口アーケード撤去工事」が令和9年3月15日までを工期として進められている。工事間の連絡を密に行い、工事を進めること。